都道府県・ 政令指定都市名 19 山梨県

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

#### 問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名					男女共同参	画·共生社	会推進組	充括官					
担	当	職	員	数		14	人	(専任	8	人、兼任	6	人)	

## 問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名			称	山梨県男女共同参画·共生社会推進本部		
設置	年月日(	(西暦)・	根 拠	1998年4月22日	根拠:	山梨県男女共同参画·共生社会推進本部設置要綱
長	の	役	職	知事		

#### 問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機関・会等の名称	山梨県男女共同参画審議会
設置年月日(西暦)	2002年5月10日
構 成 員	15 人 (女性 7 人、男性 8 人)

## 問4 男女共同参画に関する計画

計画期間(西暦)		2022	年	4	月~	202	7 :	年	3	月	
名 称		第5次山	梨県男女	共同参画	計画						
改定・見直しの予定時期	2027年3月								未定の場合		
1. 女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律(以下「女性活躍推進法」と いう。)の推進計画と一体である											
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成											

## 問5 男女共同参画に関する条例

男女共同参画に関する宋例			
有の場合	名 称	山梨県男女共同参画推進条例	
	公 布 日(西 暦)	2002年3月28日	
	施行日(西暦)	2002年3月28日	
	最終改正日(西暦)		
	改正内容		
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦):	年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:		
ボジタロ	2. 特に検討していない		•

審議会	等委員への女性の登用	調査時点コード	1:2	022年4月	1日	2:	その他(i	西暦)				
B	標値	(西暦) 2026	年度まで	40	%							
Щ_												
根	拠	第5次山梨県男女共同参画計画										
目標設力	定の対象である審議会等の範囲	法令または条例により設置されている審議会等(委員の職種が指定されているものを除く。)										
目標設力	定の対象である審議会等における登用状	調査時点コード	1	審議:	会等数(	76	)うち女性	主委員を含む	審議会等数(	71	)	
況		延総委	員等数(	895	)延女性	委員等数(	286	)	女性比率(	32.0	)	
地方自	治法(第202条の3)に基づく審議会等にお	調査時点コード	1	審議:	会等数(	81	)うち女性	主委員を含む	審議会等数(	71	)	
ける登月	<b>用状况</b>	延総委員	員等数(	1,068	)延女性	委員等数(	296	)	女性比率(	27.7	)	
	は政令により地方公共団体に置かなけれ	調査時点コード	1	審議	会等数(	34	)うち女性	主委員を含む	審議会等数(	32	)	
ばならた	い審議会等における登用状況	延総委員	員等数(	643	)延女性	委員等数(	167	)	女性比率(	26.0	)	
	治法(第180条の5)に基づく委員会等にお		1	審議	会等数(	8	)うち女性	<b>主委員を含む</b>	審議会等数(	4	)	
ける登月	用状況 	延総委員	員等数(	50	)延女性	委員等数(	9	)	女性比率(	18.0	)	
目標値.	以外の目標設定											
	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作	战予定有	1	有の場合	、1. 公表	2. 非公表	<b>5</b> 1				
女	人材名簿が有る場合	掲載人数 55	人	(	2022	年	4	月現在)				
登用		人材育成事業の実施の	D有無(1.	有 2. 無)	2							
用   方	その他	委員の公募(1	. 有 2. 無	<b>#</b> )	1							
策		その他										

## 問7 女性公務員の採用・登用状況

,,	~	少水川 豆川火ル													
問	7-1 管理職	の在職状況		調査	時点コード	1:2022年4月1日			2:	その他(西	暦)				
ſ			管理職総	数					女	性管	理 職	の内	訳		
				うち女性	女性比率	部局長相	当職		次長相当	職		課長相当	長相当職		
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(H)	女性 比率(%)		
L			(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	致(D)	几平(%)	(E)	致(F)	几乎(%)	(G)	致(H)	几平(%)	
	本庁	計	406	45	11.1	27	1	3.7	44	2	4.5	335	42	12.5	
	471	うち一般行政職	235	27	11.5	24	1	4.2	27	2	7.4	184	24	13.0	
	支庁·地方事	計	331	41	12.4	5	0	0.0	13	3	23.1	313	38	12.1	
	務所等	うち一般行政職	150	23	15.3	4	0	0.0	6	3	50.0	140	20	14.3	
Ī	全体	計	737	86	11.7	32	1	3.1	57	5	8.8	648	80	12.3	
	王仲	うち一般行政職	385	50	13.0	28	1	3.6	33	5	15.2	324	44	13.6	
Ī	再掲	警 察 関 係	96	3	3.1	3	0	0.0	9	0	0.0	84	3	3.6	
L	(31 <del>(11</del>	教育委員会	90	14	15.6	1	0	0.0	4	0	0.0	85	14	16.5	

#### 問7-2 職務上の地位別職員在職状況

	調査時点コード	1:2	022年4月	1日	2:-	その他(西	曆)
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	係長相当職	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)
本庁	計	559	116	20.8	486	98	20.2
本川	うち一般行政職	273	73	26.7	191	47	24.6
支庁·地方事	計	433	88	20.3	737	185	25.1
務所等	うち一般行政職	97	26	26.8	144	65	45.1
全体	計	992	204	20.6	1223	283	23.1
工作	うち一般行政職	370	99	26.8	335	112	33.4
再掲	警 察 関 係	197	21	10.7	513	57	11.1
1-7 J.El	教育委員会	126	42	33.3	90	47	52.2

#### 問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日~2022年3月31日)

1. c 40170031	T H 34 ( 1 1771 - 1		-,,-,,							
		課長相当職	うち女性	女性	課長補佐 相当職	うち女性	女性	係長相当職	つち女性	女性
		(人)	数(人)	比率(%)	(人)	数(人)	比率(%)	(人)	数(人)	比率(%)
本庁	計	61	9	14.8	52	14	26.9	18	7	38.9
本/1	うち一般行政職	39	5	12.8	31	9	29.0	9	2	22.2
支庁·地方事	計	44	4	9.1	30	9	30.0	74	17	23.0
務所等	うち一般行政職	14	3	21.4	3	2	66.7	27	8	29.6
全体	計	105	13	12.4	82	23	28.0	92	24	26.1
主体	うち一般行政職	53	8	15.1	34	11	32.4	36	10	27.8
再掲	警 察 関 係	11	1	9.1	15	4	26.7	34	8	23.5
一种的	教育委員会	22	6	27.3	7	4	57.1	13	5	38.5

## 問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

HI 7 7	- III >	TIMT	AE / 13 4	17 13 ME	× > > > > × < > × < × × × × × × × × × ×	ころのすっ	_				
	勤務	₹   試験		昇 試	挌験	部局等の	経験	遠隔地での長期研	迷惘地で	本人の希	その他
	成績	面接 のみ		面接のみ				修(4週間 以上)	勤務経験	望	
課長級	0		0			0	0			0	
補佐級	0		0			0	0			0	
係長級	0	0	0			0	0			0	(警察関係)一般職については面接のみ

## 問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日~2022年3月31日)

				全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇	任	試	験	768	64	8.3
昇	格	試	験			

#### 問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日~2022年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性数(人)	女性比率 (%)
全 体	136	53	39.0
うち 上級	121	45	37.2
うち一般行政職	57	20	35.1
うち 上級	50	16	32.0
うち警察関係	66	16	24.2
うち 上級	41	10	24.4

## 問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

- 1. 明記した規定があり、認めている。
- 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
- 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

### 問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

HJ /	0. 当欧优化(优别、不例、例公	サ/公郎当即ガ公派と
	規則名	①山梨県職員旧姓使用取扱要領 ②山梨県警察旧姓使用取扱要領
	該当部分の条文(本文)	① 第1条 この要領は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続き等に関して必要な事項を定めるものとする。第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。2 前項の承認を受けるときは、様式第1号による旧姓使用承認申請書により、所属長を経由して知事に使用の承認を申請しなければならない。第3条 知事は、前条の申請があった場合において、旧姓の使用が法律等に抵触する恐れがない範囲において、専ら組織内部で行われ職務遂行上支障がないと認めるときは、当該申請のあった旧姓の使用について承認するものとする。 (2) 第2 旧姓使用の方針等 1 旧姓使用の方針     山梨県警察において、職員から旧姓使用の申出があった場合には、2に掲げる文書等について、旧姓使用を認めることとする。

## 問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2022年4月1日 2: その他(西暦)

١	D+<<<					
	防災·危機管 理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	うち管理 職数(人)	うち女性 数 (人)	女性比率 (%)
	21	2	9.5	7	0	0.0

#### 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	山梨県立男女共同参画推進センター 愛称・通称 ぴゅあ総合	
設置年月日(西暦)	1984年1月20日 施設形態 1 1. 単独施設 2. 社	复合施設
所在地等	郵便番号: 400-0862 住 所: 山梨県甲府市朝気1-2-2 (仮移転先 山梨県甲府市北新一丁目2番12号:6月電話番号: 055-235-4171 FAX番号: 055-235-1077 ホームページ: https://yamanashi-bunka.or.jp/pwm/topicssogo.html	14日より)
管理·運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名: 〇 指定管理者(名称: (公財)やまなし文化学習協会 その他(	)
	2. 事業運営       直営(担当部局名:         〇 指定管理者(名称: (公財)やまなし文化学習協会         その他(	) ) )
職員数	常勤 4 人、 非常勤 6 人 予算額 2022年度 2,483	千円
主な事業    男女共同参画・女性に関するもの   ※ 実施しているもの: ○	<ul> <li>○ 1. 広報啓発(主な事項 女性に対する暴力及びDV防止講演会とシンボジウム、情報誌の発行</li> <li>○ 2. 講座(主な事項: 男女共同参画推進月間記念講演会の開催</li> <li>○ 3. 相談事業(主な事項 女性総合相談、配偶者からの暴力に関する相談、弁護士による無料法律相談</li> <li>○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 書籍、資料の収集、ホームページ、フェイスブック等による情報発信</li> <li>○ 5. 苦情処理(主な事項</li> <li>○ 6. 交流促進(主な事項</li> <li>○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 講演会等、共催事業の開催</li> <li>8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項: 講演会等、共催事業の開催</li> <li>9. 調査研究(主な事項: 若年層の男女共同参画に関する意識調査</li> <li>○ 10. その他(主な事項: 託児室の運営</li> </ul>	)

#### 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(2件目)

名 称	山梨県男女共同参	画推進センター		愛称・通	称 ぴゅあ峡南	
設置年月日	(西暦)	1996年4月1	日	施設形態	態 1 1. 単独	施設 2. 複合施設
	郵便番号: 409-21	02 住所:	山梨県南巨摩郡南部	四福士2700番地1	8(R4.6月~)	
所在地等	電話番号: 0556-6	4-8012 FAX番号	0556-64-8	3015		
	ホームページ: https://	/yamanashi-bunka.or.jp,	/pwm/topicskyonan.ht	:ml		
	1. 施設管理	直営(担当部局名:				)
管理·運営主体	0	指定管理者(名称:	(公財)やまなし文化	学習協会		)
		その他(				)
	2. 事業運営	直営(担当部局名:				)
	0	指定管理者(名称:	(公財)やまなし文化	学習協会		)
		その他(				)
職員数	常勤 1	人、非常勤	3 人	予算額 20	21年度 57	78 千円
主な事業	○ 1. 広報啓	発(主な事項	女性に対する暴力	及びDV防止講演会	とシンポジウム、情報誌の発	<b>能行</b> )
	〇 2. 講座(主	Eな事項:	男女:	共同参画推進月間	記念講演会の開催	)
	3. 相談事	業(主な事項:				)
男女共同参画・女性に 関するもの	〇 4. 情報収	集・提供(主な事項:	書籍、資料の	)収集、ホームペー	ジ、フェイスブック等による情	報発信□ )
	〇 5. 苦情処	理(主な事項:			談への対応□	)
		進(主な事項:			女共同参画に関する団体支持	援□ )
※ 実施しているもの: O 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 講演会等、共催事業の開催		会等、共催事業の開催	)			
		流・海外派遣事業(主な		要の用力サ目名画	1-81十7 辛滋訊木口	)
		究(主な事項	右年.		に関する意識調査口 電常口	)
	〇 10. その他	(主な事項:		託児室の	<b>埋呂山</b>	)

#### 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置(3件目)

名 称	山梨県立男女共同参	画推進センター		愛称•通和	ぴゅあ富士	
設置年月日	(西暦)	1990年12月2	25日	施設形態	1. 単独施設	2. 複合施設
所在地等	郵便番号: 402-005 電話番号: 0554-45 ホームページ: https://y					
管理·運営主体	1. 施設管理 〇 2. 事業運営	直営(担当部局名: 指定管理者(名称: その他( 直営(担当部局名:	(公財)やまなし文化	学習協会		)
	2. 争未理当 〇		(公財)やまなし文化	学習協会		)
職員数	常勤 1	人、 非常勤	3 人	予算額 202	1年度 1,048	千円
主な事業  男女共同参画・女性に関するもの  ※ 実施しているもの: 〇	○ 2. 講座(主       ○ 3. 相談事業       ○ 4. 情報収集       ○ 5. 苦情処理       ○ 6. 交流促進       ○ 7. 企業・NF       8. 国際交流       ○ 9. 調査研究	(主な事・明性総合相 ・提供(主な事項: 単(主な事項:	男女 書籍、資料の収集、 苦情相談への対応 フェスティバルの開催 かけ(主な事項:	共同参画推進月間記 ホームページ、フェイ ]	スブック等による情報発信口 関する団体支援口 後の開催 -関する意識調査口	

#### 問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名	称			基金·基本財産額	千円
設置年月	日(西暦)	出資	皆		

#### 問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議	1	1. 有 問10-2 山梨県女性団体協議会	加盟団体数	25	
会等の有無		2. 無 名称等:	会 員 数		
問10-3 地方公共団体からの助	1	1. 有	•	•	
成・委託事業実施の有無	'	2. 無			
	0	1. 定例会議(情報交換会等)の開催			
問10-4 活 動 内 容	0	2. 機関誌の発行			
		3. 広報啓発パンフレット作成			
※ 実施しているもの:O	0	4. その他 (内容: 全体研修、部会研修、県外研修等の実施			)

#### 間11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの: 〇

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
  - 2. 市区町村職員研修会の開催
  - 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
  - 5. 審議会等女性登用の働きかけ
  - 6. 補助金等の交付 名 称 : 概 要 :

### 問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:〇

#### 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
  - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

## 女性職員の研修受講への配慮

- 〇 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
  - 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- O 3. その他 内容: 育児休業中の職員又は育児休業復帰後の職員を対象とした研修を実施

#### 問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

たっぱくほどは、生ごの日のこれのです。 カロスド・			
事 項	2021年度予算 (千円)	2022年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	169,407	152,297	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.03 %	0.03 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	50,774		(2021年度他課所管分)37,557千円、(2022年度他課所管分)797,547千円

14	公	共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・パランス項目の設定状況 ※該当するもの:○	項目の設定					
	1	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定						
	2	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定						
	3	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定						
	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(Oの場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)							
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達							
		(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定						
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定							
		(4) プロポーザル方式における評価項目の設定						
L		(5) その他(内容:						

↓ (具体的に実施している内容:○)

			問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
			加資格審査 における男 女共同参画	購入等の競 争参加資格 審査におけ る男女共同 参画等の項	価落札方式 による一般 競争入札を	における男 女共同参画 等項目の設
	1	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	0			
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		0		
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0	0		
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得		0		
	(5)	役員に占める女性割合に関する項目				
具体	6	管理職に占める女性割合に関する項目				
的	7	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
項目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12)	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	13)	その他	0			

# 問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

			企業の登録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度
企業	<b></b> ●の:	登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	1
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「ブラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく 「ユースエール」認定を取得		
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		0
	3	役員に占める女性割合に関する項目		
: <b>9</b> ₽	4	管理職に占める女性割合に関する項目	0	0
選定	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		0
等	6	その他「登用促進等」に関する項目	0	
の基	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	0	0
準	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	0	0
	9	短時間正社員制度の導入		0
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	0	0
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12	その他	0	0

$\rightarrow$	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	山梨県子育て応援・男女いきいき宣言企業登録(7, 12)、山梨えるみん認定制度(4, 6, 7, 8, 10, 12)
$\rightarrow$		山梨県男女共同参画推進事業者等表彰(2, 4, 5, 7, 12)、YAMANASHIワーキングスタイルアワード(2, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 12)

# 問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

- 1	ある	1
2	現在はないが、今後検討する	'

女性活躍推進法第23条の「協議会」の具 体的名称	やまなし女性の活躍推進ネットワーク会議
上記以外の具体的名称	

# 問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	男女共同参画に関するアンケート	
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期の場合 5 年毎	
公表主体 (※ 該当するもの:O)	0	2. 統計情	報に関す	な性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) る事務を総括的に所管する課(室) な性のための総合的な施設の指定管理者	
		4. その他	! (	)	

## 問18-1 2022年度実施予定事業

8-1	2022年度実施予定事業 名 称	事業内容等	参加予定者数	時 期
1.	広報啓発	≠ 未 / ) ☆ · ·	参加了足有数	时 捌
	男女共同参画推進月間における啓発活動	スタジアム大型ビジョン等で啓発動画放映及び県立図書館との連携展示の実施。		6月
.	啓発パンフレット等の作成	男女共同参画、DV、ワーク・ライフ・バランス等に関する各種パンフレット、年次報告書等の作成、発行。		
	「やまなし女性の応援サイト」の運営	女性のチャレンジ支援情報を一元的に提供。		
	「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンの実施	県庁別館等のパープルライトアップ、県立図書館での連携展示。		11月
-	小学生向け男女共同参画ポスターコンクール	小学生を対象に男女共同参画をテーマとしたポスターコンクールを開催。		
	学生による若者への男女共同参画啓発	性暴力の予防啓発をテーマに学生が若者に向けた啓発を検討・実施。		
	表彰 山梨県男女共同参画推進事業者等表彰	男女共同参画を推進する活動に積極的に取り組んでいる県民、事業者 等を表彰するとともに、これを広く県民に周知し、男女共同参画社会を形成するための県民意識の向上を図る。	4人(県民表彰)、1 事業者(事業者表彰)、1個人(女性の チャレンジ表彰)	6月
	講座 教職員向けデートDV防止啓発研修会	教職員を対象としたデートDV防止に関する研修会を実施。 ①生徒指導主事向け②養護教諭向け(全2回)	①40人 ②20人×2	夏以降
	県民向けDV防止啓発講演会	県民を対象としたDV防止に関する講演会を実施。	50人	11月
				1173
	女性活躍応援ブロジェクト	①経営者・管理職、人事労務関係者等の意識改革を促すため、講演会を実施。 ②男性の意識改革や働き方改革に取り組む意欲のある企業に対し、講師を派遣し、助言・指導を実施。 ③特に県内の若年層を対象に、仕事と子育ての両立やキャリアアップ等についてのセミナーを開催。 ④離職した女性や非正規雇用の女性が将来的に女性リーダーとして活躍するため、キャリアデザインや資質向上を図る教育プログラムを提供する。		
	推進リーダー合同研修会	地域の男女共同参画を推進するリーダーに向けた研修会を実施。		
	相談事業 働〈女性の法律相談事業	働く女性に纏わる身近な問題(マタハラ、パワハラ、セクハラ、雇用問題 等)について、女性弁護士等が相談に応じ、アドバイスを行う。	1回当たり定員4人	毎月2回 第2、第4 土曜日
	やまなし性暴力被害者サポートセンターの運営	性犯罪、性暴力被害者に対して、総合的な支援(産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等)を行う相談窓口の運営。		月時(祝年を左の時のセで〜〜17、年く)以日は一タ応の時の地で、17、年の時のセでの場合のでは、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、
	DV被害者支援のための無料法律相談	DV被害者に対し、弁護士が相談に応じアドバイスを行うことにより、被害者の問題解決に向けた支援をする。	1回当たり定員4名	毎月4回 第2、第4 火曜日・ 土曜日
5.	情報収集・提供			
6. •	苦情処理			
	交流促進交流サロン	男女共同参画に関心のある県民が集い意見交換を行う。		
	ジェンダー平等ワーキンググループ	働く女性によるワーキンググループを形成し、施策を検討する。	10名	
	近隣県との事業連携	男女共同参画のための多様な学習機会を提供するため、近隣県と事業連携する。		
-	峡南地域の未来をつくる男女(ひとひと)NET	高齢化、人口減少により活力が低下する峡南地域を男女共同参画に よって活性化するため、県民による男女共同参画推進のグループを形成 し、地域課題解決のための実践活動を行う。	10名程度	
	企業・NPO法人との連携・働きかけ 「山梨えるみん」認定	女性活躍推進に取り組む企業を認定し、「えるぼし」「くるみん」認定取得 の足がかりとする。		
-	子育て応援・男女いきいき宣言企業	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録。		
9.	国際交流・海外派遣事業			
10.	調査研究			
11.	その他			
ட்				

#### 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査

議	会	名	山梨県議会									
					1. 明記した規定がある。							
					2. 明記した規定はないが、運用上認めている。							
議員の出産を	欠席事由と	として明記したま	規定(産休を含む)の	有無	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	1						
					4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。							
(欠度事由と	て肥記した	−規定がある場	(会について)		4. 奶品した就たがなく、過去に事例がない。							
取得すること	が可能な休		1010 June 7		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。							
	使用者は、		妊娠の場合にあつては を請求した場合におい			0						
の者を就業さ	せてはなら	ない。	を調水した場合においくな		3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。	2						
			青求した場合において 務に就かせることは、		4. 期間の定めはない。							
'AU'o					4							
出産に係る産	前産後期間	間を明記した規	定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1						
	規則名		山梨県議会会議規則	iil	2. 座前座仮規則を明記した就定はない。							
明記した規定	₹(規則、条( 内容	例、別表等)の	を付け、当日の開議 2 前項の規定にかか 合にあつては、十四	時刻までに かわらず、 週間)前の	出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、そ こ議長に届け出なければならない。 議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎が 日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間 とない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	妊娠の場						
-			<u> </u>		1. 50							
	74441-~・	√ケ は虾の≒	ウクを無		17.7	0						
小吸の期間の	ノ牧師につい	ハて、減額の規	北上の有無		2. なし	2						
	4n =-:		T		3. その他( )							
	規則名		ļ									
明記した規定		例、別表等)の	_									
=* ^ 0	内容		<u> </u>									
議会の欠席	▶田として、	明記した規定の	り有無									
				2 明記し	た規定がある。 た規定はないが、運用上認めている。							
					_た規定がなく、運用上も認めていない。 _た規定がなく、過去に事例がない。							
l ——		町畑老の山立	=	4 明記し								
l ——		配偶者の出産	<u> </u>		4							
		育児			1 							
		家族の看護			<del>-</del>							
		家族の介護			1							
		疾病			1							
		その他			1							
		V 12			やむを得ない事由							
					1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)							
					2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含							
議員の利用す	「ることので	きる保育施設	等の議会での設置・提	<b>E供状况</b>	む)	1						
					3. 設置または提供する予定である。							
					4. なし         1. 専用の場所が設置されている。(常設)							
議員の利田で	トスニレので	きス担引 安生の	の議会での設置・提供	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも は状況 含む)								
ルステマンパリハブ	- J	この以北土子	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 0.00	3. 設置または提供する予定である。	2						
ĺ					4. trl							
					1. 行っている。							
議会における	ハラスメント	ト防止に関する	取組		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2						
					3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。							
	45				1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。							
行っている取 ※実施してい					2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。							
小天心してい	-0 UV: U				3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ( )							
	規則名				〒. (VIE )							
田記! た相章		列、別表等)の	<del>                                     </del>									
- 50 配しに税及	(規則、宋1 内容	/1、川衣寺/り										
(ハラスメント		る議員向け研	修を行っている場合)		1. 利用している。							
(ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合) 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修					2. 利用していないが、今後利用予定である。							
教材」の利用					3. 利用していない。							
B/#547/-847					1. 行っている。	_						
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)					2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2						
					3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。							
1. 明記した規定があり、認めている。												
議会における	通称又は旧	日姓使用の認可	可の状況		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	4						
ĺ					4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。							
規則名												
	yui 則 <sup>2</sup>	ш	<u> </u>									
条文本文												
=1 >4 4 == ==			E									
政治分野の見	5女共同参	画のために実施	他していること									

## 問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの 具体的な役割の明確な位置付け

具体的な技制の明確な世直刊り	
1. 位置付けられた規定がある。	
2. 位置付けられていない。	
3. その他(不明等)	
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード:	1

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦) (

1. 都道府県における首長等の状況

知		事	2 1. :	女性 2. 男性	任期:	2	2019年2月1	7日	~	2023	年2月16日	
副	知	事			1	人	(女性	0 人、	男性	1	人)	

## 2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

置	1	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1 都	道府県防災会議(会長を含む)	65	2	3.1	
	都	道府県防災会議(委員のみ)	64	2	3.1	
		1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名す る職員	16	1	6.3	
		当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機	1	0	0.0	
		- 国の支		<del></del>		
	内		1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	16	0	0.0	
	訴	日 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県 の知事が任命する者	4	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又	20	0	0.0	
		8号 自主 お災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する	5	1	20.0	
+	2 国:	 土利用計画地方審議会	17	7	41.2	
		地利用審査会	6	3	50.0	
	_	道府県交通安全対策会議	29	2	6.9	
		然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ・の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	_	境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	30	8	26.7	
	7 精	神医療審査会	15	3	20.0	
		道府県生活衛生適正化審議会	25	-	00.0	
		道府県医療審議会 看護師試験委員会	25 10	7	28.0 70.0	-
		薬中毒審査会	10	,	70.0	
		方社会福祉審議会	49	12	24.5	
		害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	7	46.7	
		民健康保険事業の運営に関する協議会 民健康保険審査会	11 9	3	27.3 44.4	1
		道府県農業共済保険審査会	J	4	44.4	
		道府県森林審議会	15	8	53.3	
_	_	道府県建設工事紛争審査会	10	4	40.0	
		築審査会 道府県建築士審査会	7	3	42.9 42.9	
		道府県都市計画審議会	18	3	16.7	
		発審査会	7	4	57.1	
		立学校審議会	12	5	41.7	
		油コンビナート等防災本部 害健康被害認定審査会				
× 2	_	古姓球板音誌と番重云 素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項				
× 2		かいて調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
		道府県児童福祉審議会				
		方港湾審議会				
_	_	地区画整理審議会 科用図書選定審議会				
		護保険審査会	15	6	40.0	
		道府県固定資産評価審議会	11	5	45.5	
_		染症の診査に関する協議会	23	3	13.0	
_	_	察署協議会 地収用事業認定審議会	88	35	39.8	-
		セベハーチャルと音成会 民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
3	37 都	道府県国民保護協議会	30	2	6.7	
		方独立行政法人評価委員会 《************************************	10	3	30.0	
		街地再開発審査会 道府県職員委員会				
		<b>追</b> 府宗戦員安員云 然再生協議会		<u> </u>		
4	12 審	議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
		期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
4		置施設視察委員会	4	2	50.0	法律により委員の職種
4		病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準にづく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議	22	0	0.0	が指定されているが、 今回、女性が含まれた かったため。
4	16 指:	定難病審査会	31	1	3.2	~ >1=1=0>0
		児慢性特定疾病審査会	13	4	30.8	
		政不服審査会 域医療対策協議会	14	0	0.0	法律により委員の所属 団体が指定されているが、団体推薦の結果、 今回、女性が含まれないのったため。
5	50 幼	保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				ル· ノににぴ。
5	51					
_	52					
5	53	合 計	640	167	00.0	1
		女性委員0の審議会数	643 2	167	26.0	I

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	选学官理安員云	4	0	0.0	
3		3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	2	0	0.0	
6	都道府県労働委員会	15	2	13.3	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会				
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	50	9	18.0	
	女性委員0の委員会数	4			